

河合町告示第 19 号

河合町税条例（昭和 29 年 4 月河合村条例第 19 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、町長が定める 3 輪以上の軽自動車を次のとおり定め、令和元年 10 月 1 日から施行する。

令和元年 8 月 7 日

河合町長 清 原 和 人

別表第 1 欄に掲げる規定における同表第 2 欄に掲げる内容に関して、町長が定める 3 輪以上の軽自動車を同表第 3 欄のとおり定める。

別表

| 第 1 欄 | 第 2 欄 | 第 3 欄 |
|---------------|---|---|
| 条例附則第 15 条の 3 | 奈良県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める 3 輪以上の軽自動車 | 奈良県税条例（昭和 25 年 9 月奈良県条例第 34 号）第 56 条の 13 に規定する自動車のうち、自動車を軽自動車と読み替えたもの |